

令和3年8月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和3年8月31日（火）午後2時54分から午後4時49分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 小林 康基 | 3番 | 柳澤 一向 |
| 4番 | 武井 茂善 | 5番 | 中川 敦 |
| 6番 | 久保 節夫 | 7番 | 太田 辰男 |
| 8番 | 河西 穂高 | 9番 | 丸山 茂実 |
| 10番 | 矢嶋 壽司 | 11番 | 窪田 英明 |
| 12番 | 塩原 秀俊 | 13番 | 田中 悦郎 |
| 14番 | 細江 弘光 | 15番 | 塩原 俊昭 |
| 16番 | 河野 徹 | 17番 | 濱 博 |
| 18番 | 齋藤 勝幸 | 19番 | 橋本 実嗣 |
| 20番 | 倉科 孝明 | 21番 | 塩原 至 |
| 22番 | 三村 晴夫 | 23番 | 二村 喜子 |
| 24番 | 上條信太郎 | 25番 | 林 昌美 |
| 26番 | 瀧澤 和子 | | |

(2) 推進委員 13人

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 推1番 | 西村 博 | 推2番 | 中野 千尋 |
| 推3番 | 大澤 好市 | 推5番 | 松田 和久 |
| 推7番 | 平林 哲 | 推9番 | 田中 武彦 |
| 推10番 | 中平 茂 | 推13番 | 北野 喜八 |
| 推14番 | 山崎 和男 | 推15番 | 長崎 作夫 |
| 推16番 | 齋藤 知彦 | 推17番 | 中澤 一海 |
| 推18番 | 奈良澤 治 | | |

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人 2番 中條 幸雄

(2) 推進委員 5人 推4番 梶原 知子 推6番 赤羽 武史
推8番 松下 秀一 推11番 田中 孝人
推12番 堀内 俊男

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第97号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第98号～第101号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第102号～第104号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第105号～第109号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

(3) 協議事項

農地法第3条第2項第5号による別段面積について

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

ブロック別研修・懇談会の開催について

(2) 報告事項

主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

| | | | |
|--------|----------|-------|-------|
| 8 出席職員 | 農業委員会事務局 | 局 長 | 小林 伸一 |
| | 〃 | 局長補佐 | 板花 賢治 |
| | 〃 | 係 長 | 高橋千恵子 |
| | 〃 | 主 事 | 増澤 千尋 |
| | 〃 | 主 事 | 保科 黄 |
| | 〃 | 事 務 員 | 加藤 悠希 |
| | 農 政 課 | 主 事 | 宇治 樹 |
| | 〃 | 事 務 員 | 中村 愛佳 |

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 1番 小林 康基 委員
- 3番 柳澤 一向 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、保科主事

13 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第97号 農用地利用集積計画決定の件について上程をいた

します。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

増澤主事。

増澤主事

農業委員会事務局、増澤と申します。

今月の新規就農者についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

定例総会別冊資料、表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は1名です。〇〇〇さん、住所地は塩尻市、農地所在地は寿です。3筆、4, 157平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はオリーブと伺っています。農業従事者は本人のみの予定です。出荷先はインターネットでの販売を予定されているとのことで、販売量はオリーブオイル25リットル、販売見込額は5万円とお聞きしております。農業経験は特にないということです。通作距離は3キロ、車での移動を予定されています。今後は規模拡大を予定されています。議案1ページ、1番に該当いたします。署名は河西農業委員にいただいています。

今月の新規就農者は以上です。

議 長

ありがとうございました。

地元委員から説明をお願いします。

河西委員。

河西農業委員

先日、新規就農者の〇〇さんとお会いしてきました。推進委員の赤羽武史委員と一緒に話を聞きました。〇〇〇さんは現在、運送業を営んでおりまして、その事業の一環として、今回は個人で申請ということなんですけれども、事業の一環として就農を考えているというお話でした。

食用油、廃食用油を再利用するというを現在やっております、そのための設備も既にあるということをおっしゃっていただきました。

それで、何を作るかという、オリーブ栽培して、そこからオイルを取って、それを精製して販売するという事業を考えているというお話です。農業経験はないんですけれども、やる気はあるというふうに話しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

珍しいね。珍しい。

河西農業委員

たしかオリーブの栽培って、長野県下じゃ行われてないということで、難しいというのは本人も言っていました。もし失敗したら、栗とかそういうものにするということもおっしゃってましたんで、そういう感じですね。

議 長

これ以上深入りしませんが、都はるみみみたいな感じだが。
じゃ、続きまして農政課から議案の説明をお願いいたします。
中村事務員。

中村事務員（農政課） 農政課の中村と申します。いつもお世話になっております。

着座にて失礼します。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料1 ページ目をご覧ください。

5 - (1) -ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第97号になります。

合計のみ申し上げますので、15ページをご覧ください。

読み上げの前に区分についてご説明いたします。

宇治主事（農政課） お世話になっております。農政課の宇治と申します。

着座にて失礼いたします。

合計欄を読み上げる前に、まずこの合計欄の区分について簡単にご説明をいたします。

15ページの表をご覧ください。

区分と書かれておりますが、まず一番上、一般分となっております。まず、一般分というのは、個人間の契約、相対契約のものとなっております。なので、基本的にそちらの一般分には個人間、相対で契約、貸し借りを結んだものが載っております。

それで、次の所有権の移転になります。こちらのほうは長野県農業開発公社、中間管理機構を通した売買の筆数合計となっております。

その下が第18条2項6号関係分、こちらのほうは農地を所有できない法人、一般法人が条件をつけて貸し借りをしているようなものになります。なので、農地所有適格法人とはまた別の法人になります。

その次が農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）となっております。こちらのほうは農地中間管理機構を通した、長野県農業開発公社を通した貸し借りとなっております。

それで、まず集積のほうなんですけど、まず地主さん、所有者の方から農業開発公社のほうに貸している合計となっております。

その下が一括方式機構配分関係という形になってはいますが、こちらのほうは長野県農業開発公社、農地中間管理機構から耕作者への移動の合計となっております。

区分に関しては以上となります。

中村事務員（農政課） では、合計について読み上げさせていただきます。

一般、筆数21筆、貸付け15人、借入れ16人、面積3万7,264平米。

所有権の移転、筆数4筆、貸付け2人、借入れ2人、面積4,346平米。

第18条2項6号関係、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積1,857平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数172筆、貸付け83人、借入れ1人、面積23万4,744平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数172筆、貸付け1人、借入れ27人、面積23万4,744平米。

合計、筆数371筆、貸付け103人、借入れ48人、面積51万2,955平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数168筆、面積23万4,359平米、集積率は85.57%です。

議案第97号は以上になります。

議長

ご苦労さまでした。

当初は前段の説明ないわけですがけれども、新しくリセットしたということで、皆さんに確認する意味で、区分の説明等お願いしてあります。次回以降、その営みは行いませんので、お願いします。

法的に、これを承認するのは、この委員会ということですので、法的にて皆さんに承認のお願いをするわけでございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員を対象に伺います。

議案第97号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

それでは、総会資料本冊のほうに行きます。

これ以降、権利関係の検討でございますので、よろしく申し上げます。

議案第98号から101号 農用地法第3条の規定による許可申請許可の件、4件について上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

加藤事務員。

加藤事務員

農業委員会事務局の加藤と申します。よろしく申し上げます。

着座にて失礼いたします。

それでは、総会資料の1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第98号、島立〇〇〇番〇、台帳地目、田、現況、畑、700平米を農地保全のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権移転するものです。

議案第99号、島立〇〇〇〇番〇、台帳地目、田、現況、畑、700平米を農地保全のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権移転するものです。

議案第100号、和田〇〇〇番〇、台帳地目、田、現況、畑、327平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。本件は下限面積の例外によります。

議案第101号は申請者の都合により取下げとなりました。

以上3件につきましては、先ほど説明しました下限面積の特例である議案第100号を除き、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

100番で下限面積という説明が出てきましたけれども、後ほど議案の中で出てきます。それぞれ農家として農地所有または利用権でもいいんですが、大体和田は5反歩ですので、5反歩に達していなくても、例外的にこれを認めることができるということでございます。

それでは、98号議案についてお願いします。

それでは、濱委員。

濱農業委員

98、99、これは、受人が同じ人でございまして、土地的には圃場整備の1枚の田んぼを2筆に分けて700平米ずつ、1つ前の代のときに相続で移ったという土地です。今回、お二人とももう高齢ということと、遠隔なため、できないということで、また元へ戻すというような話の相談がありまして、それで元へ収まるなら、農地保全のためにもいいんじゃないか。1つの大きい田んぼの分けたところがよそへ回っちゃいますと、また登記目的で買って、やっぱりやれないということで、荒廃してしまうのが常でございますので、この件に関しては、また1枚にして一体利用で作物を作るということでございますので、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

案件一つずつ行きます。

98号について、ほかの委員の方で意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案98号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。全員賛成であります。
それでは、99号ですけれども、先ほど濱委員から説明もありました。
本件について質疑、意見等ある方はお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第99号、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。全員賛成であります。
続きまして、議案第100号について、和田ですので、塩原俊昭委員、お願いいたします。

塩原（俊）農業委員 お願いします。

8月26日に田中推進委員さんと2人で現地確認をしてまいりました。現地は、和田の蘇我というところにあります。農地と宅地が混在しているようなところがあります。面積が非常に小さいわけですが、この農地に入るには、道がないものですから、今度耕作する〇〇さんの宅地を通って行かないとこの農地に入れなかった場所がありました。もう既に〇〇さんが耕作されておりまして、草が一本もなく、オクラとトマトと、そういったような家庭菜園的な要素がありましたけれども、立派に耕作をされておりまして、問題なく農地として使われているというふうに判断いたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、集約いたします。
議案第100号、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、102号から104号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、3件についてお願いします。

4条というのは、自分の土地を変更するということであります。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

農業委員会事務局の保科と申します。よろしく申し上げます。

着座にて失礼させていただきます。

それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第102号、中山〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、235平米のうち38.5平米を所有者である〇〇〇〇さんが住宅への通路にする計画です。農地区分は2種農地であります。2種農地というのは、今回は10ヘクタール以上の農地につながらない農地ということで、2種農地というふうに判断させていただきました。周辺の土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第103号です。寿豊丘〇〇〇〇-〇〇、地目、畑、370平米を所有者である〇〇〇〇さんが駐車場用地とする計画です。農地区分は3種農地というふうになっております。申請の農地なんですけれども、500メートル以内に倉田病院とくさま内科がありまして、さらに隣接するところに上下水道管が走っておりまして、さらに2項道路に接しているため、3種農地というふうに判断させていただき、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第104号、今井〇〇〇〇-〇なんですけれども、次のページの議案番号108番の5条と同一案件になっておりますので、一括して説明させていただきます。

現況地目、畑、357平米を所有者である〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの共有名義で住宅建築をするため、今回4条と5条の同時申請となっております。農地区分は1種農地となっております。10ヘクタール以上の農地に接しているため、1種農地というふうに判断させていただきましたが、集落に接続しておりまして、さらに周辺のほかの土地では実行できないため、許可相当と判断しました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断します。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

お手元に転用申請地現地確認写真というのがあると思います。4条、5条については、現地の写真をご覧いただきながらお願いしたいと思います。

それでは、102号、中山でありますので、太田委員、お願いします。

太田農業委員 8月26日に松田委員と現地を確認しました。場所は、開成中学の東側に生妻という池があるんですけども、その南側、約二、三百メートルのところでございます。当該地は台帳地目は田んぼ、現況畑ですけども、家の前にある畑で、ほかの農地と独立しておりまして、転用しても問題ないと判断しました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

この4条、5条については、地元の委員の方のほかに、農業委員の方が手分けをして再度現地確認をするという営みになっております。今回は窪田代理と私が行ってまいりました。

それでは、窪田代理のほうからお願いします。

窪田農業委員 今、太田委員さんからお話がございましたけれども、この写真を見ていただきますと、手前にガードレールが写っているんですが、これを、どうもこの南側の道路、南側にもガードレールがずっとあるんですけども、ここはどうも撤去しないで、そのまま畑を広げるといようなことでございます。トラック等の出入りが厳しいといようなことだろうと思うんで、やむを得ないのかなといふふうに思いました。

以上です。

議長 お疲れさまでした。

ほかの委員の方でこの案件について質問、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第102号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第103号についてお願いします。

寿ですので、河西委員。

河西農業委員 103号の場所なんですけれども、JAの中山寿支所資材センターのところから北東に200メートルほど行った住宅地がメインの場所にあります。写真見て分かると思うんですけども、結構大きい面積の平地で、駐車場

にするのはもったいない気もしました。ただ、この写真の北側と、あと西側は宅地ということで、東側が農地、申請者さんが所有している農地ということですね。それで、もう、できないという、労力が追いつかなくてできないということが理由に書いてあったんですけども、畑だと借手も少ないし、しょうがないのかなというふうに感じました。

以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、窪田代理、お願いします。

窪田農業委員 今、河西委員からお話がありましたけれども、私ども見に行ったときも、周りは戸建ての住宅で、それぞれ駐車場を持っているお宅なんだろうなという状況でした。したがって、ここの駐車場を造って、借りる人はどういう人が借りるのかなって、ちょっと疑問はあったんですけども、何か先ほど河西委員さんにお聞きをしたら、将来的にはこの白樫の向こう側にアパートを建てたいというような予定ですので、仕方ないのかなというふうな判断をしました。お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、ほかの委員の方で103号についてご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第103号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、承認することと決定いたします。
続きまして、104号について地元の委員の方からご意見をお願いいたします。
田中武彦推進委員、お願いします。

田中（武）推進委員 すみません、昨日現地を確認いたしました。この土地なんですが、息子さんが帰ってきて一緒に住宅を建てるという話ですね。この写真のとおり、左のほうに車が2台止まっていますが、そこの前が道で、右側のブロック塀に続く曲がった道なんですが、ここがすごく狭い道で、住宅を建てるのに道幅がないということで、後ろに下げて住宅を建設するということが今回の申請だということになっております。別段自分の土地でというこ

となので、問題はないかと思しますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、窪田代理、お願いします。

窪田農業委員 左側のほうに水路がちょっとあって、この水路の左側が稲を作っている場所になりますけれども、お話を聞くと、この白線、水路よりも少し入っていますので、特にそういったことへの問題はないというように見てきましたんで、お願いしたいと思います。

議長 ご苦労さまでした。
本件について質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第104号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第105号から109号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、議案3ページのほうをお願いします。
議案第105号、島内〇〇〇〇-〇〇、現況、畑、1.95平米外1筆、合計8.05平米を島内にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅用地とする申請です。申請地は既に住宅敷地として農地とは認識せずに使用していたものです。こういった場合、関係各課と調整をしまして、あと県のほうとも調整をしまして、追認というふうな手続を踏めるかどうか判断させていただいております。今回のことに関しては追認ということになっておりまして、てんまつ書も添付されておりまして、また当時転用の手続がされていれば基準を満たしていたことと、あと周辺のほかの土地では計画が実行できなかったことから、やむを得ないものと考えます。
次に、議案第106号です。島内〇〇〇〇-〇、現況、畑、外1筆、合計2,173平米を〇〇〇〇〇〇〇〇が建売り住宅として転用する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、集落に接続しており、また周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第107号、島立〇〇〇〇-〇、現況、畑、145平米を〇〇〇〇さんが貸し事務所兼住宅として転用する計画です。農地区分は2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案108号は先ほど説明させていただきましたので、今回は省略させていただきます。

議案109号です。波田〇〇〇〇-〇、現況、畑、38平米を〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんが一般住宅として転用する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお祈いします。

議 長 初めに、議案第105号について、地元の委員の方からお祈いします。河野委員。

河野農業委員 写真のほうを見ていただければ分かると思いますが、全部で8.05平米ということで、もともとあったところを少し建て増したときに、出過ぎてしまったと。それで、ずっと使っていたという、大分古い建物でございます。昨日今日のことではないので、この部分については、出過ぎた部分をこっちの家屋の所有者が買い取るという形でございますので、やむを得ないかなということでございます。

議 長 ありがとうございます。
それでは、窪田代理、お祈いします。

窪田農業委員 今、河野委員さんからお話ございましたけれども、これはやむを得ないということだと思っておりますので、よろしくお祈いいたします。

議 長 ご苦労さまでした。
105、106の関係性はいいんですか。

河野農業委員 内容的に隣接していますが、横を開発するために測量したら、この部分が農地の上に建っているという、そういうところなので、関連性はありますが、一応別々に審議をお祈いします。

議 長 承知しました。
それでは、議案第105号についてほかの委員の方で何かご意見、ご質問等あったら、お出しをお祈いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第105号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、議案第106号について、地元の方の意見をお願いします。
それでは、河野委員。

河野農業委員 写真を見ていただければ分かるかと思いますが、先ほどの105号のほうの部分が一番写真の左で、少し見えますけれども、あとは大体平坦なもので、昔、いろいろ何か建ててあったりした土地でございますが、整備をして、それでここへ建て売り住宅を建てるということでございます。場所はラーラの南側、そこに鶴宮神社という神社があるわけですが、その神社の南側のところ、周辺の農地からすると高台になりますし、今回の開発をするところも、周りが全部住宅で囲まれているところでございます。そんなところで、市道をセットバックして、ここを開発するというところで、問題はないかと。住宅に挟まれた中でございますので、よろしいかと思えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、代理、お願いします。

窪田農業委員 写真の奥のほうですが、右側に電柱が立っていますけれども、この左側の建物、何かちょっと低くなっています。これ、実は二、三メートルぐらい下がって道路がこの下にありまして、屋根だけ見えている家の向こう側が農地になっているというような状況です。話を伺いましたけれども、周り全て住宅というようなことで、特に問題がないかなというように見てまいりました。お願いします。

議長 それでは、ほかの委員の方でこの案件について質問、意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第106号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたしました。

続きまして、議案第107号について、島立でありますので、濱委員、お願いします。

濱農業委員

この場所なんですけれども、奈良井川の松南病院がありますが、その川を挟んだ反対側、西側です。それで、合同庁舎の東側の道を今、ずっと両島線のところを越えて、月見橋まで開けるとい道路工事をやっています、そのちょうど開いていく計画道路のすぐ横のところ。写真を見ていただいた右側が宅地と書いてありますが、その宅地が道路計画の中で道路に隣接するような感じになります。本来は、その宅地にこの〇〇さんの自宅が建っていたわけですが、拡張で取壊しになりまして、今、県外へ出ちゃいまして、ここにはいないということと高齢ということ、ほかにも農地があるんですが、全て貸しております。最初聞いたときには、隣の農地と併せて代替を取るといこと、この農地の右下の隣々が今回やる〇〇さんの住宅と、それから資材置場、事務所あるんですけれども、そこも多く減ってしまうといこと、大体同等の面積をここで取るといこと、前の人の宅地の裏側の農地までかかるといこと、申請が出たようです。

これ自体は、もう地主さんも県外へ行ってしまったといこと、管理する人いなくて、この間の農地パトロールでA判定を出してございまして、何とかしなければと思っていたら、これが出てまいりましたので、取りあえずはこれで幾らかは解消できるかなといことにはなりますし、表の宅地部分が売られちゃいますと、入る耕作道がこの田んぼ、それから左下のほうにもう1枚、これよりも大きい農地があるんですけれども、それも耕作道がない、機械が入れないといこと、その農地の住宅と反対側のほうは大分深い排水路が通っておりまして、また改良区へ申請して、コンクリート橋架けなければ、そっちからは入れないといこと、非常に農地としては耕作できないような状態になってしまったところですので、これ自体の転用は、公共事業絡みといこと、仕方がないかなといふうにおもっております。

ただ、残された農地がありますので、それをこれからどうするか、ちょっと見ていきたいと思いますが、それがまたA判定が何年も続くような状態だと困りますので、それもどうかしたいなといふうには考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、窪田委員、お願いします。

窪田農業委員

今、濱委員さんからお話があったとおりであります。特にほかの農地に与

える影響もそんなにはないだろうというように見てまいりましたので、お願いしたいと思います。

議長 ほかの委員の方でこの案件につきましてご意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第107号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
続きまして議案第108号についてですが、先程第104号で一括説明がありましたので、集約だけ行います。
108号、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、原案どおり承認することといたします。
それでは、議案第109号について、地元の塩原至委員からお願いいたします。

塩原（至）農業委員 8月28日に現地調査に行きました。この写真だと見づらいような気がしますが、まず母屋がありまして、その横に農地が一部あり、宅地と農地で息子が家を建てたいということで、なから宅地側のほうに家が建たるんですけれども、農地が若干関わるということで、転用の申請がありました。周りを見てみますと、宅地が三方ありまして、南側に農地がありますけれども、1メートルから1.5メートルぐらいの土手で、そこは、その農地の所有者が亡くなりまして、近所の人家庭菜園ということで作っているみたいです。そのため、別に周りには影響がないと思いますので、私といたしましては、転用についてはやむを得ないかなと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、窪田委員、お願いします。

窪田農業委員 今お話があったとおりであります。住宅はこの右側になります。写真に写

っていませんけれども、右側に住宅があって、その南側に建てるということでもあります。それから、左側ですけれども、斜めになった木みたいなものがありますが、この左側が家庭菜園みたいところで、農作物を植えられていましたけれども、周りは住宅ですので、特に問題ないのかなというように見てまいりました。

議長　ほかの委員の方でこの案件につきまして質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長　集約いたします。
議案第109号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長　ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、議案第110号から112号　引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件についてですが、何ゆえこの委員会でやるかという説明を前段でしていただいて、内容について説明に入ります。
それでは、お願いします。
加藤事務員。

加藤事務員　それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてご説明をさせていただきます。

議案自体は5ページからご覧ください。

皆さんの中にも、納税猶予という制度をご利用された方、現在に至るまでされている方いらっしゃると思うんですが、基本的には税法上の制度になっておりまして、そこで農業委員会は3年ごとに農地の状態を確認しているという状況です。

確認をしていただいた結果を総会に諮って、引き続き農地の管理をしていただいているということをご審議いただいて、それで許可証というものを作るんですが、申請者の方にとっては、その許可証を持って税務署に行くことで、3年ごとの更新が行われるようなイメージになっております。

最終的には、20年もしくは永年、永年というか、お亡くなりになられるまでなんですけれども、現地をもう一度確認していただいて、納税猶予の解除になることで、納税猶予が完成するというか、適用が確定するという流れになっております。

今回は3年ごとの確認の証明願をお願いするものです。

説明については以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、事務局から一括説明をお願いします。
加藤事務員

加藤事務員 それでは、一括で説明をさせていただきます。
議案第110号、群馬県にお住まいの〇〇〇〇さんが井川城3丁目〇〇〇〇番〇外1筆、合計569平米について承認を受けるものです。
議案第111号、島立にお住まいの〇〇〇〇さんが島立〇〇〇〇-〇外5,039.75平米について承認を受けるものです。
議案第112号、岡田下岡田にお住まいの〇〇〇〇さんが岡田〇〇〇-〇外2筆、合計5,683平米について承認を受けるものです。
以上になります。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、旧市でありますので、小林さん、お願いいたします。

小林農業委員 今、事務局の加藤さんからお話がありましたように、私のほうでは、この28日に現地確認ということでさせていただきました。住まいはお勤めの関係で群馬県というようなことでしたので、当日来てもらいましたけれども、二筆ということで、場所はハイランドの機械センターの斜め西側ぐらいになるところでございます。内容は、引き続き農業経営を行っている旨の証明ということでございましたので、現地を見て、家庭菜園とか、例えばキュウリとか野菜とか、そういうものが植えてあったり、耕作の状況を確認したところです。
偶然にそこを作られている方が、〇〇さんという方で、山辺の方だそうですが、この方が、ご本人からすると、申請者の義理のお父さんということでございますが、相続が発生する20年ぐらい前からこの農地とか、畑を作っているということでございましたので、引き続いて農業経営をやっているということについては問題がないということで報告をさせていただきたいと思います。

議長 ありがとうございます。
本件について、ほかの委員の方でご質問、意見ありましたら、お願いします。

議長 細江さん。

久保農業委員 本人じゃなくて、その場が耕作されていればいいということなんでしょうか、本人が耕作してなくても。

加藤事務員 では、私からお答えさせていただきます。

相続税の納税猶予についてなんですが、経営を行っているということで、申請自体は、今回のように所有者さんが申請地について申請をしていただいております。今回の井川城の筆についても、申請者自身は管理しております、群馬県にお住まいではいらっしゃるんですが、職業がちょっと特殊だということもあまして、週1回程度通って、厳しい場合は、少し間が空いてしまう場合もあるんですけども、先程、小林委員からご説明いただいたとおり、ご親族が山辺にいらっしゃるということで、家族で協力しながら農地として維持をしていただいているような状態でした。

ですから、こちらの経営については、ご本人とご家族で協力してやっってもらっているということで、問題がないかと思っております。

議長 よろしいですか。

久保農業委員 すみません、ちょっと趣旨がよく分かりません。相続税なのか、固定資産税なのか、どっちなんですか。

加藤事務員 こちらは相続税です。

久保農業委員 相続税は一括で払うわけじゃないんですか。これ、何年も猶予があるというのは、どういった、ちょっと私には理解できません。

加藤事務員 はい、分かりました。
制度についてなんですが、基本的には細かい内容というと税務署のほうで管轄している内容になりますので、ざっくりとした内容になりますが、相続税を、農地を相続された場合にも相続税が発生すると思うんですが、税法上の決まりで、農地の経営を引き継いだ方で、農地の経営を維持していただくことができるならば、相続税を猶予しますよという制度があります。

久保農業委員 すみません。その意味が、猶予というのはずっと払わなくていいじゃなくて、少額になるとか、減額になるとか、そういう説明してください。

加藤事務員 最後の20年後確定した段階で税金がどうなっているのかというのは、こちらでは把握していません。

久保農業委員 極論を言うと、20年後払わない場合があるということを言っているわけですか、相続税を。

加藤事務員 ちょっと把握してないです。申し訳ありません。

久保農業委員 それを、この我々が払わなくていいじゃないか、それは承認しましょうかって、何の根拠もないじゃないですか。分からないんだもん、内容が。

議長 知っている限りは、その相続が発生時自体で、特例として税金は、相続税を払わないでいいですよという期間がありまして、その期間ごとに我々農業委員が、確かに営農していることを確認し、これで20年間、そういう我々がこういう営みをする、その猶予。ただ猶予で、それでこれが駄目だと、我々が見て。それで、現地の方にも見ていって、これは農地でやってないなというときには、その旨証明が出ない、税務署に。そのときには相続税が全てかかる。

久保農業委員 では、猶予が終わった場合は払うんですね。

加藤事務員 そうですね。20年後に、実際に税務署から来ている通知なんですけれども、20年で確定した場合というのは、確定しましたよという通知のみであって、農地が確定したという通知は来るんですけれども、実際払っているかどうかというのは、すみません、ちょっと分かりません。

久保農業委員 いいです、これは税務署の関係だから。私ごとですけれども、私は遺産相続して、そういうことを知りませんから、払いましたよ相続税。農業をやっている、やってないはちょっと横に置いておいて。

議長 システム的にはお分かりですか。猶予で、我々が、今、小林さんも述べていただいたように、確かにやっていると。その証明書が欲しい。我々の組織から欲しいといことで。よろしいですか。
それでは、110号、ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ほかにご意見ないようですので、議案第110号について、原案どおり承認される農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたしました。
続きまして、議案第111号、濱委員、お願いします。

濱農業委員 ○○さんですが、場所は、今度中部縦貫道のジャンクションができるところに○○○○以外の2枚がかかるような位置のところ。和田へ行く道路の北側、中央道、長野道を挟んだ東側と西側にこの農地があります。それで、田んぼなんです、○○○○-○は、この期間の30年からずっとソバ作付です。それから、○○○○ですが、これがソバを2年やって、今年田んぼになっています。それから、○○○○ですが、これはビニール

ハウスを建てて、中でアスパラをずっとやっております。この期間、別段問題ありませんので、以上です。

議 長

ありがとうございました。
ほかの委員の方でこの案件に対して意見、ご質問ありますか。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第111号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第112号について、地元の委員の方からお願いいたします。
それでは、西村委員。

西村推進委員

先週現地確認してまいりました。3枚ともしっかり耕作してあり、周りもきれいにしてありましたので、特に問題はないかと思っておりますので、お願いします。

議 長

ありがとうございました。
ほかの委員の方でこの案件につきまして何かご質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第112号、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員

それでは、報告事項のアからオについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料 7 ページからご覧ください。

7 ページから 9 ページ、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、20 件、10 ページ、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件、9 件、11 ページ、農地法第 4 条の規定による届出の件、6 件、12 ページから 14 ページ、農地法第 5 条の規定による届出の件、14 件、15 ページ、農地法第 4 条の規定による農業用施設届出の件、1 件。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの報告について委員の皆様から意見等ありましたら、お願ひいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、これら報告事項については、事務局の説明のとおり、承知おきをお願ひいたします。

続きまして、協議事項に入ります。

農地に関する協議事項、協議事項、農地法第 3 条第 2 項第 5 号による別段面積についてを議題といたします。

事務局の説明をお願ひいたします。

加藤事務員。

加藤事務員

お願ひします。

総会資料の 16 ページをご覧ください。

2 の下限面積の取扱いが表題としてあると思うんですけれども、このとおり、下減面積の基準については 50 アールですが、松本市では、17 ページの図のとおり、地区ごとの下限面積を設定しています。設定については、農林業センサスの確定値に基づくものですが、現在、公表時期に達していないことから、本年度は変更なしとして協議事項に諮るものです。

なお、今後の予定ですが、松本市の公式ホームページで公開をします。

以上です。

議 長

ただいまの説明について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願ひいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、本件についてご承認いただける委員の皆様は挙手をお願ひいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案どおり承認することといたします。

農地に関する事項が終了し、本来は休憩を挟むのですが、議案数が少なく、また時間が押しており、この後、委員会も予定しておりますので、続けさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、その他農業委員会業務に関する事項に移ります。

最初に、協議事項から、ブロック別研修・懇談会の開催についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

農業委員会事務局、板花と申します。よろしくをお願いいたします。

資料は18ページになります。

ブロック別研修・懇談会の開催についてでございます。

本農業委員会の委員改選によります適正な事務執行を確保するために、本年度の業務計画に基づきましてブロック別研修・懇談会を開催することについて協議するものでございます。

開催時期及び場所でございますが、まず2時間程度を予定しておりまして、9月中旬以降とさせていただきます。4つのブロックございますが、各ブロック内の地域づくりセンター等をご活用いただければと考えております。

対象は、各ブロックの農業委員さん、推進委員さんでございます。

4番目、予定の内容でございますが、新しい委員さんを迎えまして、先ほど基礎的な研修を受けていただいたわけですが、ブロック別には実務研修ということで、より具体的な研修をさせていただきたいと考えております。

盛んに言われています農地利用最適化ということで、遊休農地の対策、あるいは集積・集約化等の実務、それから3条、4条、5条、農地の権利移動、転用等の実務、また地区の課題等もご相談をいただいたり、今後のブロック活動などについてもご協議いただければと考えております。

会議設定でございますが、先日の会議でブロック長さん決めていただきましたが、各ブロック長は、9月3日ということで、今週金曜日までに開催時期と場所について下記担当職員と調整していただきたいということでございます。

事務局のほうでは、例えば地域づくりセンターの会議室等の予約、あるいは開催通知の発送、会議資料の作成、こちらについては事務局にお任せいただければと思います。

それで、現在、新型コロナウイルスが拡大してしまっていて、9月3日から9月19日まで県の集中対策期間というようなことがあります。また、9月に入りますと稲刈りも始まって、中旬が真っ盛りというふうなこともあります。ですので、中旬以降と書きましたけれども、各ブロックで話し合っていたら、実際には9月下旬とか、場合によっては10月に入ってか

らのブロック会議ということでもいいかと思えます。

今日、農業委員さん、推進委員さん一堂にお集まりですので、帰りの際にご相談いただいて、大体何日ぐらいということを決めていただいて、今週中に担当職員に連絡いただければ、こちらのほうで会場予約等させていただきたいと、こういう趣旨でございますので、よろしく願います。

以上でございます。

議長 それでは、農業委員、推進委員の皆様からご意見やご質問がありましたら、お願いしたいと思えます。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。
こんなスケジュールで、また実務に入っていきたいと思えますので、ご協力をお願いします。

ご質問、ご意見等ないようですので、本件についてご承認いただける全員の方にお伺いいたします。この案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 ありがとうございます。
賛成多数ですので、本件は了承されました。
事務局説明のとおり、ブロック長の皆様はお手数ですが、会議日程の調整をよろしく願います。
それでは、報告事項、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、19ページ、20ページになります。
まず、19ページにつきましては、8月の活動報告になります。
8月12日は、皆様1日あるいは半日、大変ありがとうございました。
このような形で活動が行われております。
続きまして、20ページでございます。
9月の予定でございます。
委員全体でということになりますと、9月29日の定例総会ということで、この会場で1時半からということになっておりますので、よろしく願います。

年間の計画どおりでいきますと、推進委員さん、次回は任意と書いてございますけれども、今回は最初の総会ということで、進め方等、推進委員さんにもお越しいただき、見ていただいておりますが、推進委員さんが総会に参加する機会、必ず参加していただきたい機会は年4回ほどつくりたい

と思いますし、それ以外の月例総会についても、任意と書いてございますが、来ていただければありがたいかなということでございます。

また、農業委員さんがもしその月に欠席されるような地区につきましては、誰か一人、その地区の代わりの方ということになりますと、推進委員さんに来ていただいて、総会でどんなことが話し合われたかと言うふうなことをつないでいただければということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

当面の予定はこんなところでございますので、よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきください。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

松本農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

今日お配りしました松本農業農村支援センターの資料でございます。机の上にあるかと思いますが、左肩1か所ホチキス留めの資料で、全部で3枚物の資料になっています。

こちら、県の農業農村支援センター、担当は戸谷補佐になりますけれども、本日所用で欠席でございます。私のほうからつなぐということでお願いいたします。

ご欄いただければ結構でございますが、1ページのところです。

8月のお盆ですが、後でまた触れますけれども、大変な大雨になっていまして、気温も下がり、降水量がうなぎ登りに上がっております。また、日照時間が極端に少ないというようなことで、農作物の管理が大変だったということをお聞きしております。

特に、3ページにありますけれども、果樹が大変で、特にブドウの裂果が目立つような地域があるということで、桃についても、落下や腐敗ロスが多かったというようなことでございます。

あと、最終ページは農作業安全運動ということで、くれぐれも農作業の際はけがに注意をいただきたいということで、戸谷補佐のほうからつないでほしいということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

上條委員、いいですか、お水は。

上條農業委員

何か定例となりつつあってあれですけれども、昨日ちょうど理事会がありまして、そこでも報告しましたけれども、今日ちょっと申し訳ないんですけれども、細かい数字は置いてきてしまいました。

安曇野の3つのダムについては、平年よりも多少多く水が残っているということで、安心したところでもありますけれども、実はこの資料にもありませんけれども、5日かな、頭首工で大きな事故が、事故というか、支障が生じまして、まさかと思うような、岡谷ですね、土石流がありましたけれども、梓川にも小さな河川が流れ込んでおりまして、土石流が何か所かで今回発生しました。

それで、直径が七、八センチにも及ぶような藤づるとかそれが、その辺の樹木を束ねている状態のものが一気に土石流で梓川に入り込みまして、頭首工、最大時で400トンを超える放流をずっと続けていましたけれども、その頭首工の取水口のところにかんでしまいまして、ちょうどそれが最悪の稲の出穂期だった。一番水が安定的に要る時期にかかってしまいまして、結果としては、30トンぐらいの水を入れなきゃいけないところ、6トンしか入らないという状況がありまして、大変懸念したんですけれども、どうにか業者、ロープでつり上げて、その樹木の排除をして、奇跡的に取水路が回復したということで、一時は6トンの水を左右岸の3,900ヘクタールのところに満水で送らなきゃいけないかなというところまで考えたところでもあります。

今言った土石流については、私も西ですけれども、本当にここからも見えますけれども、松枯れの山とかそういうのを見て、東山のほうは本当に大丈夫だったのかなという感じはしておりますし、あと100トン梓川の水量が増えて、あと2日程度続いたら、梓川左岸の倭橋から下は全滅でしたね。今日写真持ってきておりませんが、梓水苑の上のところの堤防道路が全部浸食されて、もうちょっとで決壊という状況に至ったということで、他人ごとではいられないというのが今の状況であるということです。

それで、昨日の会合で一番大事だったのは、日頃の中で我々は水をどのように安定的に配るかという仕事が改良区の主たる仕事でやってきたわけですが、一旦災害が起きたときに、どのような生きた状態で連絡網を作るのかという、構築するのかという点と、大きなお金をかけて雨量計を大事なところに設置しておりますけれども、それを結んで、ソフトを組んで、危険度を発信できるような、そういうようなものを改良区としてはやっていかなきゃいけないということで、いろいろとこれから農業委員会とも本当に連携をして、こういうような機会をですね、今、田中委員長があれですけれども、改良区は何やっているんだなんて言われては困るんですが、私が率先して、前回の農業委員会のときに水の状況を報告したということですが、できる限り、戸谷さんにも、この資料にぜひとも、西の状態だけは中信平で常に掌握しておりますので、日々掌握しております

ので、その時点の水量がどんな状況にあるか、それをまた営農に生かして
いただきたいということでお願いして、今回も行っていると思いますけれ
ども、できる限りの情報は流したいというふうに考えております。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

ちょっと時間のこともありますが、三村さんと二村さんにちょっとJAの
今、何やって、どういうことをやって、どういう状況にあるかというこ
とを一言ずつお願いします。

三村農業委員

いや、JAは何をやっているかと言われちゃっても、JAは組合、また地
域の皆さんの営農と生活を守ると、これが錦の御旗でございます。

その中で、現況だけお話し申し上げます。JAあづみもほぼ同じだと思
いますけれども、春先の凍霜害、そしてひょう害も、あづみもそうですけれ
ども、ハイランド管内も6月から8月にかけて5回ほど降ひょうを受けて
おります。エリア的には本当に局所的でしたけれども、そういった被害、
また強風、そして長雨等で農作物、品質低下は大変かなと思います。

それと、ご承知のとおり、ハイランドはスイカ、20億というスイカがあ
るわけですけれども、8月のお盆、13、14、15、16ですか。お盆
中雨が降っていたと。こんなことはなかったわけですけれども、そういっ
た形の中で、スイカに炭疽病という病気が発生し、それが原因で腐敗果に
つながるわけですけれども、その被害が、こちらで選果の中では選別して
出すわけですけれども、市場に着いた後、腐敗が発生するという形の中で、
市場の置場にスイカの腐ったものは山を造ったと、そんなような状況だっ
たわけで、それで28日から本日まで出荷止めをさせていただきました。
なぜかという、やはり圃場の中で病気が発生したものについては、しっ
かり圃場で廃棄するのと、それと市場でもそうした劣化したものを精査し
て、売れないものは廃棄、そんなような営みをする中で、まだ今日あたり
も、盆明けに出荷したものが、まだ数件クレームが入っているのが実態で
すけれども、これから明日出すものについては、どういった状況、多分中
身的にはよくなると思いますけれども、しかし、また明日から天候が心配
なわけですが、そんな状態ですし、あわせてあづみのリンゴもそうですけ
れども、今年凍霜害の中で、大変収量が減収しております。あづみもリン
ゴの大どころですけれども、つがるが10万ケースを切る状態じゃないか
など。半作というような状態だよ。ハイランドもそうですし、本当に下
位等級品、別口というような形の中で、規格外のリンゴと。それと、加工
種向けで、金網のおりの中に涙流してあけ込むという、そんなような状態
です。

それで、ブドウについても、8月のお盆の雨で裂果をしております。デラ
についても、ほぼ終盤に入っていたわけですけれども、その裂果を整理す
る形の中での選別作業は大変かと思っておりますけれども、また大粒種におい
ても、いよいよ出荷になるわけですけれども、それについても裂果をしてい

るというような形の中で、これからまた天候も心配される、そんな状態の中でございます。

それと、もう一点は、令和3年産の米価の見通しです。ご承知のとおり、大変、農業新聞に載っていますけれども、令和2年産の米が売れなくて、在庫が大幅に増えていると。コロナの影響もある中で、外食産業はもうめっきり減少というような中で、巣籠もりで若干そういった分は増えていますが、全体の需給がおかしくなっているというような状態の中で、2年産の米余りの形の中で、令和3年産の米価の概算払いが、全国的にもそうですけれども、昨年からして2,000円減というのが実態です。

それで、長野県の概算金ですけれども、来月の2日に県の米穀専門委員会の中で概算金が発表され、決定をする運びになりますけれども、おおむねコシヒカリで1万200円、そこら辺で、1万円はキープするというような形の中で落ち着くのではないかなと思っています。

いずれにしても、大変米の需給調整が大変厳しい中で、令和4年産の作付状況がどういった影響を受けるのか、そういったところまで影響が出てきているのが実態でございます。

今現在、そんなことで、農業現場は動いておりますので、よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

次、二村さん、一言お願いします。

二村農業委員

J Aあづみの状況としましては、今、三村委員さんが言われたとおり、凍霜害から、それで長雨で、今まで経験のしたことがない、そういう、例えばつがるの等級が下のそういうものができてしまったり、また突風が、場所によってなんですけれども、今、新しく高密植を作ってこれからみんな頑張っってやっっていこうというところが、もうぺったり倒れたりとか、本当にいろいろな想定外と言われていることがたくさん起こって、それをどうしたらいいかということ今、みんなで検証するというか、何かそういうことをしなくちゃ駄目じゃないかって、昨日も理事会でそんな話になりました。

それで、やはり今まで考えもしないことが起こるんだということ、それから一番大事なことは、今まで勉強を余りせず、肥料とかそういうのも、お金も余り取れないからと言って、なおざりにして、きちんと基本をおさえてこなかった園が、どうもいろいろなことが起こってしまったので、もう一度、やっぱり営農中心に勉強してやっていかなきゃいけないんじゃないかという、そんな話になりました。

なので、これから対策ができることは一生懸命やっていこうって、そんなことでいます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

三村農業委員

1点付け加えさせていただきます。今年こういった災害の中で、それぞれ行政支援というような形の中で、関係各所、首長さん、議長さんのところへ要請にも参ったわけでございますけれども、その中で、やはりこういった災害が毎年起こる形の中では、今まで果樹共済とか、そういった部分での保険はあったわけですが、収入保険、先ほども話が出ましたけれども、松本市、初年度8割というような掛け捨ての部分の助成をいただける施策を講じさせていただいておりますけれども、そういった部分で、農家も自分で保険を掛けて守ると、もうそういう手だてをやはりしていかなきゃいけないという時代じゃないかと、こんなように考えておりますので、5年間ですか、それもまた農業委員の力で、5年を永続的につなげるような施策を講じていただくこともあるし、また収入保険に入るには、青色申告という紙の面でのハードルもあるわけですが、そこら辺も、農協もそうですし、行政側からもそういった支援を受けるには、そういった申告にも移行していかなきゃならないので、またいろいろとお手伝いいただければと思います。

議長

ありがとうございました。

ちょっと時間経過してはいますが、それぞれ問題意識、共有できるところは共有していきたいと思っております。

また、こういう機会も、その度ではございませんが、また取っていきたく思いますので、皆さんよろしく申し上げます。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

最後ですが、ちょっと七、八点連絡がありますので、申し上げます。

まず、今日配付させていただきましたとおり、松塩筑安曇農業委員会協議会代議員名簿、A4一枚物でございますが、机の上にあるかと思っております。前回、8月12日のときは、団体推薦委員及び公募委員の代表というところの枠が決まっておりましたが、上條信太郎委員が出るということになりましたので、改めまして9人の代議員の名簿を配付させていただきました。よろしく申し上げます。

続きまして、こちら今日配付させていただきました大雨による被害状況等についてということで、こちらの資料は、2ページ以降のとおり、8月26日に経済文教委員協議会に産業振興部が出した資料の写しでございます。松本は243ミリ降っているということで、本当にすごい大雨だったということでございます。農業施設と農産物に被害が出ておまして、用水路、農地、農道ということで、笹賀のほうですとか、波田の上海渡、あるいは奈川地区のほう、農産物におきまして、先ほどあったスイカ等、被害が広がったということでございます。

最終ページには、今後の対応というようなことでまとめてございます。災害査定を受けて、国庫事業をはじめとした活用可能な補助事業などで対応

するということがありますし、JA松本ハイランドと連携した技術指導というようなこともあります。参考までにご覧いただければと思います。

続きまして、議案発送に同封しました委員名簿、農業委員の名簿、推進委員の名簿ということで、個人情報に当たるかと思いますが、委員間の連絡手段としてご活用いただければということで、委員の中から毎年、毎回要望が出ていることをごさいますので、事務局の判断で住所、連絡先、公表させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、新聞購読のお願いということでございます。本日、机の上に機関紙であります全国農業新聞見本紙、それから申込書、それから情報提供活動の意義と役割というリーフレット、それからタオルも配付させていただきました。こちらの新聞は一般紙ではなくて、あくまでもこれは機関紙という位置づけになりますので、委員活動を進める上では、ぜひ購読を、全委員皆購読をお願いしたいと思っております。

新しい委員さん、既に取っておられる方もおありかと思いますが、まだ購読されてない委員さん、あるいは継続委員の方でも未購読の方、ぜひ皆購読に向けて申込書のご提出をお願いします。

9月中旬に入力締切りが来るので、9月10日までに、手段としましては、各地域づくりセンター経由での提出、あるいは直接郵送でも結構ですし、お持ちいただいても結構なんですけど、お願いしたいと思います。

それから、申込書のほうにありますとおり、新聞は週1で発行されますので、月に4回金曜日に発行となりますが、1月の新聞代は700円ですが、委員報酬からの天引きも可能でございます。天引き希望の場合は、この申込書のところの銀行とか口座欄は空白にさせていただいて、どこか余白に委員報酬から天引きと書いていただければ、事務局のほうで把握できますので、よろしく願いいたします。

口座振替希望の方は、通帳の届出印をついていただくようお願いしたいと思います。

また、来月以降、機関紙普及拡大というようなキャンペーンが全国組織から求められるものですから、また次回ご協議いただきますけれども、推進する際のグッズを後ろのほうに若干、スポンジですとか、いろいろなグッズをご用意しております。もし推進委員さん、来月総会に来られないというような場合は、ちょっと少しお取りいただいて、推進の際にご活用いただいても構いませんので、そういうことで用意をしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、すみません、長くなって。活動記録簿の提出でございます。新しい委員さんになりまして、毎月毎月総会のたびにその月の活動記録簿を出していただくということでお願いしてございます。本日もし忘れた方がおられましたら、今週中にぜひ事務局にご提出をいただきたいということでお願いいたします。

また、本日、机の上に身分証明書、写真を貼り付けた身分証明書、それぞれ見ていただいたかと思いますが、誤りがないかどうか再度ご確認をいただきたいと思っております。

また、身分証明書の生年月日とか電話番号は空欄で配付しておりますので、ご自身で書き込んでいただければと思います。

あと、地区推薦の農業委員さんには、農業委員、推進委員の担当区域設定報告書というのをお出しいただきたいということでお願いしてございます。今日もしお忘れになった委員さんおられましたら、今週中ぐらいまでにお出しいただければと思います。よろしく申し上げます。

それと、最後ですが、先ほど役員会で結論を出していただきましたけれども、まず農業委員さん、推進委員さん、公職であるということを再度ご確認いただきたいと思います。

委員活動をこれから続けていく上で、いろいろな書類に委員さんとしてサインをしなければいけないようなことがあります。例えば、新規就農届出書とか、現況証明願ですとか、農地台帳登載申請書ですとか、それぞれ申請者の方、あるいは新規就農をしたい方が委員さんのところを訪ねて、委員さんと面談をする中で、この人の言うことは正しいと。間違っていないし、大丈夫だということで、委員さんがサインをするような機会があります。それで、公職ということをぜひご理解いただいて、事務局のほうから委員さんの個人情報、個人情報とは言わないんですが、役職上の電話番号ですとか、住所ですとか、相手方に教えて、委員さんの署名をぜひもってきてくれということをご指導することがございます。全国的には、ホームページ上で委員の住所、氏名、電話番号を全て公開しているような自治体もあります。伊賀市とか倉敷市とか、ホームページで探したらいっぱい出てきます。また、松本市議会でも、議員さんの情報は全部ホームページで公開しています。電話番号、住所、全て丸々公開という中で、農業委員さん、推進委員さんの情報は、長野市も飯田市もそうなんですけれども、松本市はホームページではそこまで、電話番号とか住所までは公開してないけれども、ある程度、担当区域だとか地区は公開しております。

窓口に見えた方には、この地区の農業委員さんはこの方、推進委員さんはこの方ですよというふうなことをご案内します。その際に、電話番号をお教えします。住所も教えます。そういうことで、ぜひご理解いただいて、ただ、いきなり見ず知らずの人から携帯に電話が来て、この書類にサインしてほしいから、ちょっと会いたいんだけどもというようなことで連絡が行くようなことでは、委員さんがびっくりしてしまいますので、できるだけ事務局は窓口で収集した情報は委員につなげたいと思っております。委員さんを訪ねる前に、まず窓口で必ず新規就農したい方とか、市役所の窓口なり、場合によっては農協さんの窓口から事務局が収集した基本的な情報をまず委員さんにつないで、こういう方が行きますので、連絡がそのうちあるかと思いますが、ぜひ対応をお願いしますというような形で事務局から連絡をつなげたいと、そのような対応に努めたいと思っております。

ただ、委員さんに電話しても、なかなかお出にならないとか、いろいろなケースがありますので、そこら辺、できるだけ努力したいと思いますが、そんなことでお願いしたいと思います。

それで、申請書類は基本的に、特に新規就農届については、新規就農の熱

意とかそういうものが感じ取れるかどうかということも重要になりますので、代理人ではなくて、できるだけご本人が委員さんのところに訪ねるように、そこら辺は事務局から強く指導したいと思います。

また、具体的にこの農地を借りたいんだというようなことを委員さんに示して相談に行くように、それも指導します。そうじゃないと、委員さんのところに行っても、どの農地を借りるか分からない。この農地はこういう経過があって、歴史があって、あそこは石が多いところだとかっていう、委員さんならではの情報がつなげるはずなのに、農地の場所も分からないところで委員さんを訪ねては、具体的な相談に乗れないと思いますので、場所もしっかり明らかにして相談に行くように指導したいと思います。

ですので、そういうことで、委員の情報を事務局から第三者の方に教えるということがありますので、ぜひ公職ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後、今日欠席の委員さん若干おりますので、地区の中で欠席の委員さん、農業委員さんの欠席、あるいは推進委員さんの欠席おられるかと思いますが、地区の中で補完し合って、お持ち帰りいただいて、今日の会議結果をぜひつないでいただきたいと思います。これは毎回毎回お願いしていることですので、地区の中で解決していただくようお願いしたいと思います。

それから、最後に、3条、4条、5条の農地法の申請の原本書類は机の上に置いてお帰りいただきたいと思います。申請者の原本書類ですね、今日の議案に上がっている地区だけかと思います。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

個人情報も含めまして、ご理解得られたというふうに判断いたします。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

それぞれ大変ご協力、長時間にわたりありがとうございました。

これで議事を終了します。ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

田 中 悦 郎

議事録署名人 1 番

小 林 康 基

議事録署名人 3 番

柳 澤 一 向